(長岡市決定)

長岡都市計画地区計画の変更

都市計画みしま中央地区地区計画を次のとおり変更する。

長岡都市計画地区計画の変更

	名	**************************************		区地区計画を次のとおり みしま中央地区地区	<u> </u>			
位 置			長岡市上岩井、吉崎、三島中条					
	面積		約 24.6ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		漂	当地区は、三島地域における既成市街地の南部に位置しており、地区の西側には三島地域内を縦貫する県道与板・関原線が通過している。地区北側に隣接して公的施設が集積しているという特性を活かしながら、緑化を推進し、ゆとりある街並みを整備するとともに、流入人口の受け皿として、また、三島地域の顔となるよう魅力的でうるおいのある住環境づくりを目標とする。				
				土地区画整理事業を基盤とした近代的な都市景観と、良好な居住環境を併せ持つまちづくりに対応した土地利用を図るため、本地区を4つに区分する。				
				A地区	B地区	C地区	D地区	
	土地利用の方針			公共施設 <u>及び日常生</u> 活に必要な店舗等の立 地誘導を図り、良好な住	の調和を図りつつ、良好	3. 近隣サービス地区 個性豊かな商業・業務 施設の立地を許容しつ つ、良好な住環境の創出 を推進する。	を図りつつ、良好な住環	
	地区施設の整備方針		テ針	地区施設については、地区内の幹線道路となる 16m、12m道路を整備し、緑量豊かな街路樹の植栽による歩道の緑化及びユニバーサルデザインの観点からの歩道整備等、都市型の機能的な住環境づくりを行う。また、地区内の区画道路は 8m道路として整備し、ゆとりある住環境づくりを行う。				
	建築物等の整備方針		分針	地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地にふさわしい地区の形成が図られるよう建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行い、魅力的な街なみが形成されるよう誘導する。				
	地区施設の配 道 置及び規模 路		. —	区画街路 幅員 1 6 m: 延長約 3 1 8 m 幅員 1 2 m: 延長約 9 8 3 m 幅員 8 m: 延長約 2, 9 2 9 m				
	建	地区の区 分	名 称	<u>生活利便</u> 施設地区 (<u>第一種住居地域</u>)	一般住宅地区A (第一種中高層住居専用地域)	近隣サービス地区 (<u>第二種住居地域</u>)	一般住宅地区B (<u>第一種中高層住居専用地域</u>)	
			面 積	約2. 1 ha	約9.4ha	約10.0ha	約3. 1 ha	
地区整備計画	築物	築建築物等の		<u>次に掲げる建築物は</u> 建築してはならない。		次に掲げる建築物は 建築してはならない。		
	等に関する事項			1.住宅 2.住宅で事務所、店 舗その他これらに 類する用途を兼ねるもの 3.共同住宅、寄宿舎 又は下宿 4.ホテル又は旅館 5.ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの		1.自動車教習所 2. 音舎 3. サイロ 4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射馬投票を売る。勝馬投票を売るものであるものであるもの		

都市計画みしま中央地区地区計画を次のとおり変更する。

都	市計	画みしま中	夬地 [区地区計画を次のとおり	変更する。				
	名	称		みしま中央地区地区	計画				
	位	置		長岡市上岩井、吉崎	、三島中条				
	面	積		約 24.6 ha					
	地区計画の目標			当地区は、三島地域における既成市街地の南部に位置しており、地区の西側には三島地域内を縦貫する県道与板・関原線が通過している。地区北側に隣接して公的施設が集積しているという特性を活かしながら、緑化を推進し、ゆとりある街並みを整備するとともに、流入人口の受け皿として、また、三島地域の顔となるよう魅力的でうるおいのある住環境づくりを目標とする。					
区				土地区画整理事業を基盤とした近代的な都市景観と、良好な居住環境を併せ持つまちづくりに対応した土地利用を図るため、本地区を4つに区分する。					
域	:			A地区	B地区	C地区	D地区		
の整備・開発及び保全	土地利用の方針			公共施設の積極的な	周辺の既成住宅地との調和を図りつつ、良好	個性豊かな商業・業務 施設の立地を許容しつ つ、良好な住環境の創出	を図りつつ、良好な住環		
方の方針		区施設の整備	方針	地区施設については、地区内の幹線道路となる 16m、12m道路を整備し、緑量豊かな街路樹の植栽による歩道の緑化及びユニバーサルデザインの観点からの歩道整備等、都市型の機能的な住環境づくりを行う。また、地区内の区画道路は 8m道路として整備し、ゆとりある住環境づくりを行う。					
	建築物等の整備方針			地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地にふさわしい地区の形成が図られるよう建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度、髙さの最高限度、壁面の位置の制限、形態または意匠、色彩の制限、かきまたはさくの構造制限、屋外広告の制限を行い、魅力的な街なみが形成されるよう誘導する。					
	地区施設の配 道 置及び規模 路			区画街路 幅員16m:延長約 318m 幅員12m:延長約 983m 幅員 8m:延長約2,929m					
		地区の細区分	名称	公共施設地区 (第一種中高層住 専)	一般住宅地区A (第一種中高層住 専)	近隣サービス地区 (第二種住居)	一般住宅地区 B (第一種中高層住 専)		
	衆物等に関	建		面積	約2. 1 ha	約9. 4ha	約10.0ha	約3. 1ha	
地区整備計画		建築物質用途の制		_	_	次に掲げるよない。 1.自動車教習所 2.自動車教習所 2.自動車教習所 2.を	_		

【縦覧期間】

令和7年11月13日(木曜日)~令和7年11月27日(木曜日)

	建築物等に関する事項	建築物 <mark>等</mark> の 用途の制限	6.自動車教習所 7.畜舎 8.自動車修理工場 9.危険性や環境を悪 化させるおそれが 非常に少ない工場 10.火薬、石油類、ガ ス等の危険物の貯 蔵、処理の量が非 常に少ない施設		6. ボーリング場、スケート場、水泳場 <u>その他これらに類するもの</u>		
地		建築物の敷 地面積の最 低限度	_	2 6 0 m²		2 3 0 m²	
区整備		建築物等の 高さの最高 限度	2 0 m	1 5 m	2 0 m	15 m	
計画		<u>壁面の位置</u> <u>の制限</u>	1. 道路境界線から建築 (以下「壁面等」と た、隣地境界線から 2. 公益工作物について できる。	_			
		建築物等の 形態又は意 匠の制限	 建築物等の外観の色は、原色をさけ、落ち着いた色調とするとともに、形態及び意匠についても、都市景観上支障のないものとする。 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないものとする。また、軒高以上に設置してはならない。 				
		かき又はさ くの構造 <u>の</u> 制限	 生け垣または植栽下のもの 道路境界線から1. 石、レンガ、化粧っる場合は、石等の高 	格に面するかきまたはさくは、次に該当するものとする。 とけ垣または植栽、透過性のあるフェンス、竹垣などとするもので、高さが1.5 m以 のもの (路境界線から1.0 m以上後退するもの 「、レンガ、化粧ブロック、その他これらに類するもの(以下「石等」という。)を設け 場合は、石等の高さを30 cm 以下とするもの (ンボルツリーの植栽に配慮する。			

区域は計画図表示のとおり

理由

隣接市街地との調和及び生活利便性の向上を図り、地域の拠点性を高める土地利用を進めること、並びに法令の改正 内容と地区整備計画で引用する用語の整合を図る必要があることから、地区計画を変更する。

【縦覧期間】

令和7年11月13日(木曜日)~令和7年11月27日(木曜日)



	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限			6. ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ 練習場、バッティング 練習場その他これらに 類するもの			
地		建築物等の 敷地面積の 最低限度	2 6 0 m²			2 3 0 m²		
区整備		建築物等の 高さの最高 限度	2 0 m	1 5 m	2 0 m	1 5 m		
計画		建築物等の 壁面の位置 の制限	1. 道路境界線から建築物等の壁面またはこれに代わる柱などの面 (以下「壁面等」という。)までの距離の最低限度は2.0 m、ま た、隣地境界線からは1.0 mとする。 — 2.公益工作物については、第1項の規定の適用を除外することが できる。					
		建築物等の 形態又は意 匠の制限	 建築物等の外観の色は、原色をさけ、落ち着いた色調とするとともに、形態及び意匠についても、都市景観上支障のないものとする。 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないものとする。また、軒高以上に設置してはならない。 					
		かき又はさ くの構造制 限	道路に面するかきまたはさくは、次に該当するものとする。 1. 生け垣または植栽、透過性のあるフェンス、竹垣などとするもので、高さが1.5 m以下のもの 2. 道路境界線から1.0 m以上後退するもの 3. 石、レンガ、化粧ブロック、その他これらに類するもの(以下「石等」という。)を設ける場合は、石等の高さを30 cm以下とするもの 4. シンボルツリーの植栽に配慮する					

区域は計画図表示のとおり